

12月の納税

市県民税・・・4期
国民健康保険税・・・7期
介護保険料・・・7期
後期高齢者保険料・・・6期
忘れずに納めましょう
納税は便利な口座振替で

納期限／1月5日(月)

登米市の人口・世帯数
(令和7年10月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			(前月比)
		男	女	計	
迫	7,783	9,162	9,577	18,739	(▲2)
登米	1,722	1,999	2,176	4,175	(3)
東和	2,162	2,564	2,593	5,157	(▲16)
中田	5,291	7,113	7,350	14,463	(▲26)
豊里	2,149	2,890	2,950	5,840	(▲16)
米山	2,763	3,882	3,958	7,840	(▲15)
石越	1,449	2,036	2,006	4,042	(▲9)
南方	2,718	3,784	3,916	7,700	(▲26)
津山	1,089	1,287	1,432	2,719	(▲1)
合計	27,126	34,717	35,958	70,675	(▲108)

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています

市内の交通事故発生状況
(令和7年10月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	R7	R6	増減数
人身事故発生件数	45件	82件	▲37件
死者数	0人	2人	▲2人
負傷者数	58人	98人	▲40人
物損事故発生件数	1,095件	1,010件	85件

※R7年1月からの延べ件数(前年同時期と比較)

警察署からのお知らせ

県内では、例年11月中旬頃に初雪が降ります。早めに冬用タイヤへ交換するなど、冬道の交通事故を防ぎましょう。

10月の災害件数

火災 救急 救助
3件 303件 2件
(27件) (3,205件) (24件)

令和7年累計
前年同月 1件 311件 5件

空気が乾燥し火災の発生しやすい季節です。暖房器具の周りに燃えやすい物を置かない、コンセント周辺のほこりを清掃するなど、火災予防に努めましょう。

ハローワークはさま発行求人情報

ハローワークはさまで発行している求人情報を掲載
掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時です

をかぶせて、ぬるま湯をかける▼蛇口や水道管が破裂したときは、水抜栓を閉めてから指定給水装置工事業者に修理を依頼する▼水抜栓の場所が分からないときは、破損箇所にタオルを巻きつける

※修理費用は、全て自己負担となります。熱湯を直接かけると、蛇口などを破損させると、恐れがあります。指定給水装置工事業者は、上下水道部ホームページで確認するか、水道お客様センターに問い合わせください

【問い合わせ】▼上下水道部経営総務課(業務係)
☎0220(52)3311
▼水道お客様センター
☎0120(023)151

相談

生活や仕事などの悩み相談に応じます

【日時】①12月9日(火)②23日(火)／午前10時～午後4時

【場所】①錦織公民館②上沼ふれあいセンター

【相談料】無料

【問い合わせ】そえる登米☎0220(23)8610

障がい者の自立に向けてしごと相談を開設

【日時】12月23日(火)、午前9時30分、午前11時、午後1時30分、午後3時(要電話予約)
☎0220(21)6310

社会福祉協議会生活相談のお知らせ

【日時】12月4日(木)午前10時～11時30分

【場所】▼中田老人福祉センター▼米山総合保健福祉センター▼津山老人福祉センター

【問い合わせ】登米市社会福祉協議会
☎0220(21)6310

借金に関する無料法律相談

【日時】12月19日(金)午後1時～3時50分(要電話予約)

【場所】とめ市民活動プラザ

【担当】開発健次(弁護士)

【相談申し込み】☎0220(58)2117

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118

寄付

ご寄付いただき、ありがとうございます。 (9月受納)

医療法人社団恭謹会上杉

10月の災害件数

火災 救急 救助
3件 303件 2件
(27件) (3,205件) (24件)

令和7年累計
前年同月 1件 311件 5件

空気が乾燥し火災の発生しやすい季節です。暖房器具の周りに燃えやすい物を置かない、コンセント周辺のほこりを清掃するなど、火災予防に努めましょう。

ハローワークはさま発行求人情報

ハローワークはさまで発行している求人情報を掲載
掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時です

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)
☎0220(22)2173

【日時】12月4日(木)午前10時～11時20分

働く人を応援 勤労者融資制度

市は、東北労働金庫と提携し、勤労者の皆さんの生活安定を目的に低金利で各種資金を融資しています。

【対象者】▼登米市に住所を置

除雪作業にご理解とご協力を

市は、積雪深がおおむね10センチとなった場合、幹線道路から除雪作業を実施します。除雪が完了するまで時間を要しますので、ご理解ください。なお、除雪作業により生じた自宅付近の雪だまりは、住民の皆さんで除雪していただくよう、ご協力をお願いします。

積雪や路面凍結によって走行などに支障があると思われる場合は、市または県に連絡してください。

【問い合わせ】▼市道Ⅱ各総合支所市民課または建設部建設総務課(道路河川管理係)
☎0220(34)2365

▼国道・県道Ⅱ県東部土木事務所登米地域事務所(道路管理班)
☎0220(22)2716

水道管の防寒対策はお済みですか

水道管防寒対策

▼凍結防止用ヒーターのコンセントは確実に差し込む▼長期間留守にする場合などは、水抜栓を使い水道管の水を抜

く▼メーターボックス内は、保温材や発泡スチロールで防寒する

※メーター保温材は12月から水道お客様センターと各総合支所で無料配布します

●凍結応急手当

▼凍ったところにタオルなど



勤労者会入会申し込み家族交流力

【場所】登米市南方庁舎2階大会議室

【対象者】要支援・要介護認定を受けている家族を在宅で介護している人

【定員】30人

※最少催行人数2人。開催日の2日前までに参加人数が1人以下の場合中止します

【参加費】無料

【申込期限】12月2日(火)

【申し込み】▼二次元コード先入力フォーム▼市公式ホームページに掲載の申込書をファクシミリまたはメール▼電話

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(地域包括支援係)
☎0220(58)5551
☎0220(58)2375
✉chojukaigo@city.tome.miyagi.jp

ねんきんだより

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。令和7年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。令和7年中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象になります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、「社会

ねんきんだより

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。令和7年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。令和7年中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象になります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、「社会

ねんきんだより

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。令和7年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。令和7年中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象になります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、「社会

行政区や町内会などの団体が「令和7年度コミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)」で、備品などを整備しました。この事業は、自治総合センターが宝くじ受託事業収入を財源に、コミュニティ組織などの健全な発展と宝くじの普及広報を目的として実施しています。

【整備内容】▼大柳行政区(中田町)Ⅱエアコン▼本町四丁目町内会(津山町)Ⅱテーブル、会議用イスなど

【場所】登米市南方庁舎2階大会議室

【対象者】要支援・要介護認定を受けている家族を在宅で介護している人

【定員】30人

※最少催行人数2人。開催日の2日前までに参加人数が1人以下の場合中止します

【参加費】無料

【申込期限】12月2日(火)

【申し込み】▼二次元コード先入力フォーム▼市公式ホームページに掲載の申込書をファクシミリまたはメール▼電話

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(地域包括支援係)
☎0220(58)5551
☎0220(58)2375
✉chojukaigo@city.tome.miyagi.jp

き、勤労している▼申込時の年齢が18歳以上▼勤続年数1年以上▼前年の税込み年収が150万円以上の人▼当金庫の審査基準を満たす人

※詳細は市公式ホームページをご覧ください

【申し込み・問い合わせ】東北労働金庫迫支店
☎0220(22)6511

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。令和7年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。令和7年中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象になります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、「社会

保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されます。控除証明書が届いたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。家族の国民年金保険料を納付した場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れのないよう早めの納付を心がけてください。

【問い合わせ】

▼ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

▼市民生活部国保年金課(年金医療係)
☎0220(58)2166